

## 松本大学及び松本大学松商短期大学部教職員の行動規範

本学教職員は、高等教育機関として、公共性の高い業務に従事するものである。

教職員はその社会的使命を自覚し、高い倫理観に基づき、社会の要請に応えるために法令を遵守し、高潔な価値観、倫理観を保持し、誠実かつ公正をモットーとして行動しなければならない。

ここに、松本大学及び松本大学松商短期大学部教職員の行動規範を定め、その実践に努めるものである。

### 1. 人権の尊重

私たちは、一人ひとりの人格及び人権を尊重し、侵害行為に対しては厳正に対処し、健全で活気のある環境の整備に努めます。

### 2. 法令等の遵守

私たちは、法令等や学内諸規程を遵守し、社会規範を十分に尊重し、社会人としての良識に従います。

### 3. 学生の満足度の向上

私たちは、学生を大切にし、常に学生への教育や指導の質の向上に励み、学生の満足度が高まるように努めます。

### 4. 社会的使命を自覚した教育研究

私たちは、大学が果たすべき社会的使命を自覚し、教育研究活動を通して社会の発展と安定に貢献します。

### 5. 積極的な情報公開

私たちは、正確な情報を積極的に公開し、個人情報や業務上知り得た秘密の保持に努め、本学に対する理解と信頼を確保することに努めます。

### 6. 環境への配慮

私たちは、常に環境の保全や資源の保護に心がけた活動を推進します。

### 7. 職場環境の整備

私たちは、安全で働きやすい職場環境をつくることに心がけます。

### 8. 取引先等との公正な関係の確保

私たちは、取引先等の選定には公正を期し、適正な取引に努めます。

### 9. 大学資産の適正な管理

私たちは、大学資産及び資金を適正かつ効率的に管理し、正当な業務目的のために使用します。

以上